○椎葉民俗芸能博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

|  |
| --- |
| (平成9年3月27日教育委員会規則第1号) |

|  |
| --- |
|  |

(観覧料の減免)

第6条　条例第8条の規定により、観覧料を減免できるとき及びその減免額は次のとおりとする。

(1)　小・中・高等学校の児童生徒並びに引率者が、教育課程に基づく学習活動として、観覧するとき。　全額

(2)　11月3日、及び小・中・高等学校の児童生徒が、毎週土曜日、5月5日、に観覧するとき。　全額

(3)　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳、知的障害者福祉法に基づく療育手帳、並びに同等の障害者手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。　全額

(4)　宮崎県内の小・中・高等学校の児童生徒並びに保護者が、毎月第3日曜日に観覧するとき。　全額

(5)　前3号に掲げるもののほか、村長が必要があると認めるとき。

村長の定める額